

令和3年4月19日

保護者様

幸手市立幸手中学校  
校長 島方 勝弘

### 「新型コロナウイルス感染症に係る状況別対応」について

桜花の候、保護者の皆様にはご健勝のことと存じます。コロナ禍におけるこれまでの本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、報道にもありますようにまだまだ感染者が見られ、引き続き、感染予防対策を継続していくことが求められています

このような状況に鑑み、昨年度末にもお知らせしましたが、「状況別対応」を整理してお知らせいたします。下記の内容とともにお子様にご確認いただき、全校の生徒・保護者の皆様が共通の理解のもと判断と行動がなされるようご協力のほどよろしくお願いいたします。また、各ご家庭におかれましては、生徒及びご家族の検温等の健康観察と感染防止対策へのご協力を引き続きお願いいたします。

### 記

#### 1 「発熱等かぜ症状」とは

「微熱（普段の体温より+0.5℃高い状態）」「発熱（体温が37.5℃前後より高い状態）」以外に「咳、倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐」等の平常とは異なる体調がみられること（幸手市教育委員会による）

#### 2 保護者様へのお願い

(1) 次の場合、速やかに学校にご連絡ください。（幸手中学校：0480-42-0203）

- ① 生徒又は同居家族に感染（陽性）が確認された場合
- ② 生徒又は同居家族が濃厚接触者に認定された場合
- ③ 生徒又は同居家族がPCR検査等を受ける（受けた）場合
- ④ 保護者様の職場や生徒に関係するところ（塾、習い事、クラブチームなど）において、陽性者・濃厚接触者が確認された場合

(2) 次の場合において、埼玉県及び本市教育委員会の指導に基づき「出席停止」扱いにいたします。

- 生徒本人や同居家族に発熱等かぜ症状のある場合  
また、次のような場合、これまでは保護者様に登校自粛のご配慮をいただいております。この場合も「欠席」扱いではなく、「出席停止」扱いとなります。
- 保護者様やご家族の職場に感染者や濃厚接触者が生じた場合

(3) 感染者や濃厚接触者が生じた場合、無用な詮索はなさらぬようお願いいたします。現在、「誰が」「どこで」感染してもおかしくない状況にあります。市のホームページにもありますように、新型コロナウイルスを理由とした誹謗中傷やいじめがないよう、正しい知識と適正な情報収集をもって対応してまいりましょう。

<p><b>1 生徒本人が</b></p> <p>(1) 発熱等かぜ症状を生じた場合 *症状が続く場合は「かかりつけ医」又は「県民サポートセンター」へ相談してください。</p> <p>(2) 学校において発熱等かぜ症状を生じて早退した場合</p>	<p>■ 「(1)(2)」いずれの場合も、「出席停止扱い」です</p> <p>⇒ 【出席停止開始日】 症状の出た日 【出席停止終了日】 解熱剤などを服用せずに症状がなくなり、<u>その2日後</u></p> <p>⇒ ①相談した結果、PCR 検査等を受けず様子を見ることになった場合 【出席停止終了日】 解熱剤などを服用せずに症状がなくなり、<u>その2日後</u></p> <p>②相談した結果、PCR 検査等を受けることになった場合 【出席停止終了日】 陰性と判明し、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を行った後、登校可能。</p> <p>* 県民サポートセンター 〈☎〉 0570-783-770</p> <p>⇒ ①早退した当日に症状がなくなった場合 【出席停止終了日】 解熱剤などを服用せずに症状がなくなり、<u>その2日後</u> 早退した日→翌日(1日目)→翌々日(2日目)→3日目から登校可能</p> <p>②早退した翌朝に症状がなくなったことが確認された場合 【出席停止終了日】 解熱剤などを服用せずに症状がなくなり、<u>その2日後</u> 症状が治まった日→翌日(1日目)→翌々日(2日目)→3日目から登校可能</p>
<p><b>2 生徒本人が</b></p> <p>(1) 感染した場合</p> <p>(2) 濃厚接触者と認定された場合</p>	<p>■ 「(1)(2)」いずれの場合も、「出席停止扱い」です。</p> <p>⇒ 【出席停止開始日】 陽性と判明した日 ※ 判明前から欠席していれば最終登校日の翌日</p> <p>【出席停止終了日】 医師等が登校を許可した日</p> <p>⇒ 【出席停止開始日】 「濃厚接触者」と認定された日 ※ または、同居家族の感染が判明した日</p> <p>【出席停止終了日】 保健所からの指示で PCR 検査等を受け、陰性と判明した場合は、保健所に指示された期間</p>
<p><b>3 生徒の同居家族が</b></p> <p>(1) 発熱等かぜ症状になった場合</p> <p>(2) 感染した場合</p> <p>(3) 濃厚接触者に認定された場合</p>	<p>■ 「(1)(2)(3)」いずれの場合も、「出席停止扱い」です。</p> <p>⇒ 【出席停止開始日】 同居家族に「発熱等かぜ症状」が生じた日 【出席停止終了日】 同居家族の「発熱等かぜ症状」が治まった日 ※ 医師の判断又は任意で PCR 検査等を受けた場合 → 「1 (1) ②」に同じ</p> <p>⇒ 「2 (2)」に同じ</p> <p>⇒ 【出席停止開始日】 同居家族が、濃厚接触者と認定された日 【出席停止終了日】 濃厚接触者に認定されたことにより PCR 検査等を受け、陰性と判明したその日 (※ 翌日から登校可能)</p>
<p><b>4 保護者が感染予防のために生徒の登校を見合わせる場合</b></p>	<p>■ 出席停止扱い</p> <p>・ 状況に応じて校長が判断する。</p>

※1 「その2日後(下線部)」の解釈について

⇒ 「症状のなくなった日」を「0日」として、「翌日(1日目)」と「翌々日(2日目)」は「出席停止」扱いとなり、3日目からの登校が可能です。

0日目 → 1日目 → 2日目 → 3日目  
 < 翌日 > < 翌々日 > 《登校可能》

※2 「インフルエンザ」による「出席停止」の期間

⇒ 発症日を「0日」として、①発症後5日を経過し、かつ②解熱後2日を経過するまで

【例】 0日目 → 1日目 → 2日目 → 3日目 → 4日目 → 5日目 → 6日目 (最短)  
 < 発症日 > < 発症後5日目 > 《登校可能》

